

(電力提供サービス利用契約約款・選択規約「おまとめプラン」)

# 低圧高負荷料金適用規約

実施日 2015年10月1日



## 【お客さま情報の利用目的に関するご案内】

1. 「電力提供サービス」により知り得た個人情報（個人情報の保護に関する法律に定める「個人情報」をいいます。）につきましては、お客さまの本人確認、与信管理、電力提供サービスおよびこれに付随するサービスに関するマーケティング、分析、キャンペーン等の案内、お客さまサービス向上に寄与するための情報提供、これらサービスの提供、工事、保守および障害対応業務等、料金の計算および請求、これらに関するお客さまへの連絡、その他電力提供サービス利用契約約款等に基づく契約内容の実施に必要となる範囲内で利用いたします。  
なお、お客さまとの電力提供サービスに係る契約が終了した後においても、上記の利用目的の範囲内で個人情報を利用することがあります。
2. 「電力提供サービス」により知り得た個人情報につきましては、個人情報の保護に関する法律および関連法令、「NTT ファシリティーズお客様個人情報の保護に関する方針」および経済産業省「個人情報の保護に関する法律についての経済産業分野を対象とするガイドライン」にもとづき、当社が業務を委託する他の事業者または第三者に提供することがあります。

# 低圧高負荷料金適用規約

## 目次

<b>第1章. 総則</b> .....	1
第1条 本規約の変更 .....	1
<b>第2章. 契約の申込み</b> .....	1
第2条 低圧高負荷料金適用契約の申込み .....	1
第3条 低圧高負荷料金適用契約の成立と契約期間 .....	1
第4条 需要場所 .....	1
第5条 システム利用契約の単位 .....	1
<b>第3章. 契約メニューおよび料金</b> .....	2
第6条 契約メニュー .....	2
第7条 料金 .....	2
<b>第4章. 料金の算定および支払</b> .....	3
第8条 料金の適用開始の時期 .....	3
<b>第5章. 契約の変更および終了</b> .....	3
第9条 適用プランの変更 .....	3
第10条 お客さまからの本契約の終了 .....	3
<b>附則</b> .....	4

## 第1章. 総則

低圧高負荷料金適用規約（以下「本規約」といいます。）は、当社が提供する電力提供サービスに関して、お客さまが当社と電力提供サービス利用契約約款（以下「原約款」といいます。）にもとづくシステム利用契約（以下「原契約」といいます。）を締結し、電灯および低圧電力の需要をあわせ1契約を希望する場合の提供条件を定めたものです。

本規約で定める事項については、原約款および原契約に優先して適用されるものとし、本規約で定めのない事項については原約款および原契約を適用することといたします。また、原約款において定義されている用語は、本規約において別途定義されていない限り、本規約においても同じ意味を有します。

### 第1条 本規約の変更

当社は、お客さまの承諾を得ることなく、本規約を変更することがあります。この場合、低圧高負荷の料金その他の適用条件は、変更後の本規約によります。

変更後の本規約については当社ホームページ等を通じてご案内するものとし、本規約の変更は当社が別途定める場合を除き、当社が当社ホームページ等に開示した時点で効力を生じるものといたします。

## 第2章. 契約の申込み

### 第2条 低圧高負荷料金適用契約の申込み

- (1) お客さまが、低圧高負荷料金の適用をご希望になる場合は、当社所定の「電力提供サービス」システム利用申込書（以下「申込書」といいます。）による申込みが必要です。
- (2) 契約電力の決定にあたっては、第6条第2項ハにもとづき電灯および動力の基準電力をお客さまから申し出ていただき、当社との協議のうえ決定いたします。

### 第3条 低圧高負荷料金適用契約の成立と契約期間

- (1) お客さまの原契約にもとづく電力提供サービスの利用に際して、本規約にもとづき低圧高負荷料金を適用する旨の契約（以下「本契約」といいます。）は、お客さまが申込書により申し込み、当社が当該申込みを承諾したときに成立するものとし、本契約にもとづく低圧高負荷料金の適用は、当該申込みを承諾した日が各月1日である場合には当該申込みを承諾した日から開始するものとし、それ以外の日である場合には当該申込みを承諾した日が属する月の翌月1日から開始するものといたします（以下、本契約にもとづき低圧高負荷料金の適用がなされる期間を「契約期間」といいます。）。
- (2) 本契約の契約期間は次によります。
  - イ. 本契約の契約期間は、低圧高負荷料金適用開始の日から1年間といたします。
  - ロ. お客さままたは当社が本契約の契約期間満了に先だって本契約の終了または変更の申入れをしない場合、本契約は契約期間満了日より更に1年間、同一条件で継続されるものとし、以後も同様とします。
- (3) 本契約の最低契約期間は、低圧高負荷料金適用開始の日から起算して1年間といたします。お客さまからの希望により、当該最低契約期間内に本契約を終了する場合には、開始日から終了日の前日までの期間の料金について、原約款添付別表1（料金表）に規定された臨時電灯C（電灯需要分）および臨時電力（電力需要分）に基づき算定した料金と既にお支払いいただいた料金との差額を違約金として当社よりご案内させていただき、精算していただくことといたします。

ただし、原契約が解約その他の理由により終了した場合は、本契約は当然に終了し、この場合の料金の計算には、上記の定めは適用されず、原約款第16条（日割計算）を適用いたします。
- (4) 本規約の料金の改定がなされた場合は、(2) および (3) の規定にかかわらず、お客さまは本契約を終了させることができます。この場合には、(3) の規定にもとづく違約金に関する精算は行いません。

### 第4条 需要場所

需要場所は、共用する部分および店舗に限ります。

### 第5条 システム利用契約の単位

本契約では、電灯および動力に係る需要をあわせ、1契約とします。

### 第3章. 契約メニューおよび料金

#### 第6条 契約メニュー

##### (1) 契約メニュー

需要区分は電灯動力需要、契約種別は低圧高負荷を適用いたします。

##### (2) 低圧高負荷の料金

###### イ. 適用範囲

お客さまがこの契約種別の適用を希望される場合で、原則として、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

(イ) 電灯と動力をあわせて使用する需要であること。

(ロ) 八.に定める契約電力が15キロワット以上であること。

###### ロ. 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトならびに交流3相3線式標準電圧200ボルトおよび400ボルトとし、周波数は、標準周波数50ヘルツ（管轄電力会社が中部・関西・中国電力となる場合については60ヘルツ）といたします。八. 契約電力  
契約電力は、次に定める電灯の基準電力と動力の基準電力との合計といたします。

###### (イ) 電灯の基準電力

電灯の基準電力は、原約款第9条第3項八.に基づき定めます。この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。

###### (ロ) 動力の基準電力

動力の基準電力は、原約款第9条第3項八.に基づき定めます。

###### 二. 料金

###### (イ) 基本料金

基本料金は、1ヶ月につき次のとおりといたします。ただし、1ヶ月の期間中にまったく電気を使用しなかった場合の基本料金は、半額といたします。

管轄エリア	東京電力	東北電力	中部電力	関西電力
基本料金				
契約電力 1キロワットにつき	1,320.00	1,540.00	1,369.50-	1,320.00

税込：整数部分は“円”、小数点以下は“銭”と読み替えます。例：1,000.50 = 1,000円50銭

###### (ロ) 電力量料金

電力量料金は、1ヶ月の使用電力量によって算定いたします。

管轄エリア	東京電力	東北電力	中部電力	関西電力
季節別				
夏季料金 1キロワット時につき	18.84	18.80	19.98	16.46
その他季料金 1キロワット時につき	17.14	17.09	18.16	14.96

税込：整数部分は“円”、小数点以下は“銭”と読み替えます。例：1,000.50 = 1,000円50銭

###### (ハ) 力率割引

電気機器の力率をその負荷設備の入力によって原約款別表6（加重平均力率の算定）により加重平均して得た値が85パーセントを上回る場合は基本料金を5パーセント割引します。この場合、電気機器の力率は、原約款別表7（進相用コンデンサ取付容量基準）の基準に適合した容量の進相用コンデンサが取り付けられているものについては90パーセント、取り付けられていないものうち、電熱器については100パーセント、その他については80パーセントといたします。

なお、1月の期間中にまったく電気を使用しなかった場合には、その1月の力率は85パーセントとみなします。

#### 第7条 料金

料金は、第6条（契約メニュー）および原約款にしたがって計算された1ヶ月の基本料金、電力量料金、付加サービス料金および国または地方公共団体等による賦課金等の合計といたします。

ただし、基本料金は、力率割引をする場合は、力率割引を行った後の金額といたします。また、電力量料金は、燃料費調整額を差し引き、または加えたものといたします。

$$\text{料金} = \text{基本料金} + \text{電力量料金} \pm \text{付加サービス} \\ + \text{国または地方公共団体等による賦課金等（再生可能エネルギー発電促進賦課金）}$$

上記料金には、原約款別表 1-2（付加サービス料金等）における基本割引は適用いたしません。

なお、料金は税抜価格により算定した金額に消費税等相当額を加算させていただき、合計金額の単位は 1 円とし、その端数は、切り捨てます。

## 第 4 章. 料金の算定および支払

### 第 8 条 料金の適用開始の時期

料金は、本契約が成立した日の翌月 1 日から適用いたします。

## 第 5 章. 契約の変更および終了

### 第 9 条 適用プランの変更

- (1) お客さまが、他の適用プランから本規約に変更することを希望する場合は、第 3 条（低圧高負荷料金適用契約の成立と契約期間）に定める新たな申込みの場合に準ずるものといたします。
- (2) (1) に定める適用プランの変更にもなう料金の精算は、原約款第 16 条（日割計算）を適用いたします。

### 第 10 条 お客さまからの本規約の適用の終了

- (1) お客さまが本規約の適用を終了しようとする場合は、あらかじめ期日を定め、当社に通知していただきます。  
当社は、原則として、お客さまから通知のあった日の月末に本規約の適用を終了させ、料金の精算を行うための適当な処置を行います。  
ただし、当社の責めによらない理由により本規約の適用を終了させるための処置ができない場合は、終了させるための処置が可能になった日に終了するものといたします。
- (2) 本規約の適用が終了された場合において、あらかじめ通知された終了日の属する月末までは本規約に基づく料金を適用することとし、翌月 1 日より原契約に基づく料金を適用いたします。
- (3) (1) にかかわらず原契約が解約または終了した場合は、本規約の適用は終了します。  
この場合の料金の計算は、(2) によらず、原約款第 16 条（日割計算）を適用いたします。

# 附 則

## 附 則

### 第1条 本規約の適用開始日（2015年10月1日（第001182号））

本規約は2015年10月1日から適用いたします。

### 第2条 関係約款等との関係

本規約は電力提供サービス利用契約約款体系における選択規約（おまとめプラン）といたします。

### 第3条 関係約款等の改正

本規約の発布、運用開始にあたり、電力提供サービス利用契約約款の改正を行うことといたします。

## 附 則

### 第1条 本規約の適用開始日（2015年10月30日（第001507号））

本規約は2015年10月30日から適用いたします。

### 第2条 改定内容

第6条（2）低圧高負荷の料金の二.料金において、関西電力エリアにおける料金を制定いたしました。

## 附 則

### 第1条 本規約の適用開始日（2016年4月26日（第000165号））

本規約は2016年6月1日から適用いたします。

### 第2条 改定内容

- （1）第6条（2）低圧高負荷の料金の二.料金において、東京電力エリア、中国電力エリアにおける料金を改定いたしました。
- （2）第6条（2）低圧高負荷の料金の二.料金において、力率割引に係る規定を追記いたしました。

## 附 則

### 第1条 本規約の適用開始日（2016年9月8日（第000848号））

本規約は2016年9月15日から適用いたします。

### 第2条 改定内容

- （1）第6条（契約メニュー）（2）ロ.において、供給電気方式および供給電圧が交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルト、交流3相3線式標準電圧200ボルトおよび400ボルトの追記および標準周波数が60ヘルツとなる管轄会社を明記いたしました。

## 附 則

### 第1条 本規約の適用開始日（2017年7月31日（第000220号））

本規約は2017年8月1日から適用いたします。

### 第2条 改定内容

- （1）第6条（2）低圧高負荷の料金の二.料金において、関西電力エリアにおける料金を改定いたしました。



## 附 則

第1条 本規約の適用開始日（2019年9月20日第003194号）  
本規約は2019年10月1日から適用いたします。

以 上